

(写)

令和6年11月13日

西条市長 玉井 敏久 様

西条市使用料等審議会
会長 星 加 隆 夫

下水道使用料の改定について（答申）

令和6年5月27日付け西下業第32号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

本市の下水道使用料は、平成16年11月の2市2町の合併以降、2つの地区の使用料体系が統一されていないため、同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じている。また、公共下水道事業の経営状況においては、使用料収入だけでは汚水処理費の約半分しか賄うことができていないため、一般会計からの繰入金に依存している状況である。

このため、使用料の適正化を目的として、平成28年度から3年ごとに使用料の改定を実施しており、これまでに西条地区の使用料の改定を行ったことに加え、令和4年度においては「基本水量」、「認定水量」を統一したものの、未だに地域間格差が生じており、経費回収率も依然として低いままの現状である。

今回の審議会では、地域間格差の解消と経営状況の改善に向けて慎重に審議を行った結果、以下のとおり改定することが妥当であると考えます。

- 1 令和7年度に西条市全体で平均改定率約28.6%値上げし、西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一することとする。
- 2 西条地区において、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収することとする。

附帯意見

- 1 公営企業として独立採算制による経営ができるよう早期に経費回収率100%を目指されたい。ただし、改定に当たっては、昨今の物価高騰等による市民生活の影響を検討されたい。
- 2 使用料の見直しについては、3年程度を基本として定期的な見直しを図られたい。
- 3 使用料の改定に当たり、使用者には丁寧な理由の説明や周知を行うこととされたい。また、市民に対して公共下水道事業の経営状況について説明し理解を得られるように努められたい。
- 4 健全な経営を行うため計画的・効率的な事業運営に努められたい。